

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス A）について

1 訪問型サービス A モデル事業概要

(1) モデル事業の趣旨

運営基準を緩和した訪問型サービス A を実施する際、利用者の状態像、八王子市の振り分け基準を検証する。

(2) 検証期間 平成 28 年 3 月から 10 月

(3) 検証対象者

平成 28 年 3 月より訪問型サービス A として指定を受けることになった 5 事業所を利用する利用者で、平成 28 年 5 月から 9 月に要支援認定の更新を迎える者。

対象者は 48 人、その内、訪問 A 40 人、相当サービス 8 人に振分けた。

結果、訪問型サービス A の利用者 40 人のうち 19 人の検証に至った。

振り分け基準

- ・身体介護を要する者
- ・精神疾患や認知機能低下がある者
- ・身体障害者手帳 2 級以上の者
- ・難病者

利用対象者 21 人については、要介護へ移行、認知機能低下といった理由で相当サービスを利用する。

(4) モデル事業検討会構成員（ワーキング会議 6 回開催）

- ア 地域包括支援センター職員・委託先居宅介護支援事業所の担当
- イ 対象者を担当する介護予防訪問介護事業所のサービス担当責任者
- ウ 介護保険課長・高齢者福祉課長 両課の担当職員

(5) 利用者への制度説明 介護保険課職員が利用者宅へ訪問して行った

(6) 検証結果

- ア 利用者振り分け基準の作成
- イ 制度説明資料等への反映

(7) 事業者説明会 平成 28 年 11 月開催

- ア 地域包括支援センター 16 センター
- イ 訪問介護事業所 84 事業所
- ウ 居宅介護支援事業所 120 事業所

2 訪問型サービス A 28 年度実績

- (1) 延べ人数：107 人
- (2) 給付金額：1,517,596 円

3 訪問介護事業所支援

訪問型サービス A の報酬単価は、生活援助の内容のみを生活支援ヘルパー（無資格者）が提供するサービスであることから、従前の予防訪問介護と比較すると低く設定されています。このため、介護予防訪問介護または予防訪問介護相当サービスと同様に、有資格者のみでサービス提供を実施した場合、サービス提供事業者の運営が困難になることが想定されます。

このことから、生活支援ヘルパーの十分な確保が急務となり、市内の訪問介護事業所において十分に確保できない事を理由に、事業所の運営において影響が出ないよう、訪問型サービス A への移行に伴う運営形態の構築のため 28 年度に早期移行加算、29 年度に運営体制構築支援加算の加算を設けてきました。